

改正後	現 行
平成 18 年 9 月 26 日制定（国空航第 530－3 号・国空機第 661－3 号） 平成 19 年 6 月 22 日一部改正（国空航第 274－3 号・国空機第 327－3 号） 平成 23 年 6 月 30 日一部改正（国空総第 454 号） 令和 4 年 3 月 29 日一部改正（国官参事第 826 号） <u>令和●年 ●月 ●日一部改正（国官参事第 号）</u>	平成 18 年 9 月 26 日制定（国空航第 530－3 号・国空機第 661－3 号） 平成 19 年 6 月 22 日一部改正（国空航第 274－3 号・国空機第 327－3 号） 平成 23 年 6 月 30 日一部改正（国空総第 454 号） 令和 4 年 3 月 29 日一部改正（国官参事第 826 号）
航 空 局 長	航 空 局 長
航空法第 111 条の 6 に基づく安全報告書の公表について	航空法第 111 条の 6 に基づく安全報告書の公表について
1. （略）	1. （略）
2. 必要な記載事項 安全報告書には、少なくとも次の事項が記載されていること。 <u>また、安全報告書に記載する情報がどの時点のものを明記すること。</u>	2. 必要な記載事項 安全報告書には、少なくとも次の事項が記載されていること。 <u>。</u>
(1) （略）	(1) （略）
(2) 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項（規則第 221 条の 6 第 2 号） ① 安全確保に関する組織及び人員に関する情報 イ 全体及び安全確保に関する組織（例：安全推進部門、運航部門、整備部門、客室部門）の組織図 <u>ロ）経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務</u> <u>ハ）安全統括管理者の権限及び責務に関する事項</u> <u>ニ）安全統括管理者の選任の方法に関する事項</u> <u>ホ）各組織の機能・役割の概要</u> <u>ヘ）各組織における人員数</u> <u>ト）航空機乗組員、客室乗務員及び整備従事者の数</u> <u>チ）運航管理者の数及び整備従事者のうち有資格整備士の数</u>	(2) 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項（規則第 221 条の 6 第 2 号） ① 安全確保に関する組織及び人員に関する情報 イ 全体及び安全確保に関する組織（例：安全推進部門、運航部門、整備部門、客室部門）の組織図 （新設） （新設） （新設） <u>ロ）各組織の機能・役割の概要</u> <u>ハ）各組織における人員数</u> <u>ニ）航空機乗組員、客室乗務員及び整備従事者の数</u> <u>ホ）運航管理者の数及び整備従事者のうち有資格整備士の数</u>
（注）航空機の運航又は整備に関する業務の管理の委託を行っている場合には、委託を行っている旨及び委託業務に係るイ）から <u>チ）</u> までに該当する情報	（注）航空機の運航又は整備に関する業務の管理の委託を行っている場合には、委託を行っている旨及び委託業務に係るイ）から <u>ホ）</u> までに該当する情報

改正後	現 行
を記載すること。 ② 日常運航の支援体制 イ) 航空機乗組員、客室乗務員、整備従事者及び運航管理者に係る定期訓練及び審査の内容 ロ) 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制 ハ) 安全に関する社内啓発活動等の取組み ③ 使用している航空機に関する情報 イ) 保有している航空機の機種 ロ) 機種別の数、代表的座席数、平均年間飛行時間及び平均年間飛行回数 ハ) 全体の平均機齢並びに機種別の導入開始時期及び平均機齢 <u>二) 救急用具の装備状況</u> <u>(注)「規則第 150 条に基づき、旅客の安全を確保するため救命胴衣、救命ボート等の救急用具を装備している。」といった記載のように、規則に基づき装備しているもののうち代表的なものを記載すればよい。なお、規則では求められていないが安全確保のため独自に搭載しているものがある場合は、併せて記載してもよい。</u> ④ 運航状況に関する情報 イ) 当該事業年度における保有機種別及び路線別の輸送実績（有償トンキロ、座席キロ等）並びに路線別の便数。ただし、路線別の輸送実績及び便数の安全報告書への記載は、路線を定めて一定の日時により航行する航空機により行う航空運送事業の場合に限る。 (注) コードシェア便及び共同引き受け便による輸送は、当該航空機の運航者の輸送実績とすること。	を記載すること。 ② 日常運航の支援体制 イ) 航空機乗組員、客室乗務員、整備従事者及び運航管理者に係る定期訓練及び審査の内容 ロ) 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制 ハ) 安全に関する社内啓発活動等の取組み ③ 使用している航空機に関する情報 イ) 保有している航空機の機種 ロ) 機種別の数、代表的座席数、平均年間飛行時間及び平均年間飛行回数 ハ) 全体の平均機齢並びに機種別の導入開始時期及び平均機齢 (新設) (新設) ④ 運航状況に関する情報 イ) 当該事業年度における保有機種別及び路線別の輸送実績（有償トンキロ、座席キロ等）並びに路線別の便数。ただし、路線別の輸送実績及び便数の安全報告書への記載は、路線を定めて一定の日時により航行する航空機により行う航空運送事業の場合に限る。 (注) コードシェア便及び共同引き受け便による輸送は、当該航空機の運航者の輸送実績とすること。

改正後	現 行
(3) (略) (4) 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項 (規則第 221 条の 6 第 4 号) ① (3) の航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置 ((3) と併せて記載してもよい。) ② 国から受けた事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分又は行政指導を受けた場合には、これに関して講じた措置又は講じようとする措置 <u>③ 情報の伝達及び共有に関する事項の概要</u> <u>④ 事故等の防止対策、事故等の発生時の対応及び災害への備えに関する事項の概要</u> <u>⑤ 内部監査の実施及びその管理の状況の確認に関する事項の概要</u> <u>⑥ 輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項の概要</u> <u>⑦ 事業の実施及びその管理の改善に関する事項の概要</u> <u>⑧ 上記①から⑦以外に安全性向上のために講じた措置又は講じようとする措置がある場合には、当該措置</u> <u>⑨ 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組みの実施状況、安全上のトラブルの発生状況等を踏まえた、当該事業年度における自社の輸送の安全の状況に関する総括的な評価</u> <u>⑩ 安全報告書の対象事業年度の翌事業年度における全社的な安全目標、安全に関する各部門における具体的な取組み目標等の事項</u> <u>(注) 上記(4) ④に示す事項では、連絡・通報体制を含むこと。</u>	(3) (略) (4) 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置に関する事項 (規則第 221 条の 6 第 4 号) ① (3) の航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置又は講じようとする措置 ((3) と併せて記載してもよい。) ② 国から受けた事業改善命令、嚴重注意その他の文書による行政処分又は行政指導を受けた場合には、これに関して講じた措置又は講じようとする措置 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) ③ <u>①及び②</u>以外に安全性向上のために講じた措置又は講じようとする措置がある場合には、当該措置 ④ 輸送の安全に関する目標の達成度、安全に関する取組みの実施状況、安全上のトラブルの発生状況等を踏まえた、当該事業年度における自社の輸送の安全の状況に関する総括的な評価 ⑤ 安全報告書の対象事業年度の翌事業年度における全社的な安全目標、安全に関する各部門における具体的な取組み目標等の事項 (新設)
(5) (略)	(5) (略)
3. ～ 7. (略)	3. ～ 7. (略)
附 則 この指針は、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。 附 則 (平成 19 年 6 月 22 日)	附 則 この指針は、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。 附 則 (平成 19 年 6 月 22 日)

改正後	現 行
この指針は、平成 19 年 7 月 1 日から適用する。 附 則（平成 23 年 6 月 30 日） この指針は、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。 附 則（令和 4 年 3 月 29 日） この指針は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。 附則（令和●年 ●月 ●日） この指針は、令和●年 ●月 ●日から適用する。 安全報告書の提出にあたっては、令和 7 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例によることができる。	この指針は、平成 19 年 7 月 1 日から適用する。 附 則（平成 23 年 6 月 30 日） この指針は、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。 附 則（令和 4 年 3 月 29 日） この指針は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。 （新設）